# ●八幡製鐵所の職工大盟休續報

## 徹宵物々敷警戒振

### 要求回答期は七日午後六時

大罷休後の製鐵所は事件勃發當日より三日目に至る七日となるも依然五百餘の林立せる大煙突よりは一條の煙も見ねず只僅かに罷業決行の日五日晩頃より兎も角も焙燒爐骸炭工場發電所等[illegible]の作業に復したるのみにて六日夜の如きは夜半一時頃までは構内各所に罷業職工の騷擾喊聲起り間にがりしが幸にして

▲**暴行** を爲すものは見當らざりし而して七日より工場内の職工全部は一齊に怠業狀態となり憲兵警官七百名餘嚴格なる警戒をなしつゝあり勞友會職工塲事務所本部たる八幡警察署と工場本事務所との聯絡を取るため殆ど徹宵に往復疾驅せる自働車數臺は七日に至りその影を見る事少くそぞろに場内は平穩となれるもの丶如く思はる又六日まで八幡驛に堆荷せる

▲**石炭** 五十六臺は日々夜に至りて全部場内に運搬されたり七日午後六時は職工側の要求容れざれらるが容れられざるかの職工等の進退を決すべき時なるを以て斷じて參觀を許さず勞友會職工等は幹部拘引されたるを以て更に五名の代表委員を選定し午後六時を期し中川次長に會見回答を聞く事と也居れり

七厘五毛の割増手當を四分五厘に値上したるも修繕工場の職工は竟に出だせる六名の犠牲者に同情して兎角怨嗟の聲を絶たざりし一方勞友會は會員より會費二圓宛を徵收しゐたるが會員中には其の會費は何故に支出するものなるやこれを出すさすれば

▲**會員** にも相當利益ある運動を要求せざるべからずと幹部に迫るものも少からずして幹部をして一層決心を大ならしめたるもの丶如き折柄行の修繕工場の不滿は火上更に薪が添へ遂に今日の不祥なる狀態に立到らしめたるもの丶如し

### ▲勞友會に對す反感

漸く盛ならんとす

八幡製鐵所に人夫を供給しつゝ[illegible]

せしめたりそは七日午後六時は勞友會の製鐵所より回答を受くべく豫期せる時間なるを以て回答の有無乃至回答の内容の如何んによりては意外の騷擾を惹起するなきを保し難きを以て其際の混雜を防ぐため豫め職工以外の人夫を門外に出だしたり

### ▲回答の時間問題

#### 中川次長は否認

中川製鐵所次官は職工側の要求に對して其回答期を約したることなく職工側の委員の只勝手に定めたるものなりと否認せる一方職工側は委員は次長と會見の際其回答の來るべき時間につき[illegible]がその回答時期を認めたるが勞友會の書記山田某がその側にありて會見始末を筆記したるものにて知り得べしと稱し居りて兎に角職工側は今夜の當局の回答如何を待構へ居りて製鐵所側が問題の大にして急速に解決すべきものたあらずとして回答をなさざるやも知れずして兎角本夜の六時後は頗る注目するに足るものありて友愛會は六時不調となるに於ては勞友會と同一態度

### ▲同盟罷業の遠因

#### 幾多の經路を經て今回の爆發を來たす

### [illegible]表●（一月末日本社調査部調査）

| 種別 | 始發時 | 期間 | 結果 |
|---|---|---|---|
| 同盟罷工 | 一月四日 | 六日 | 不明 |
| 工場閉鎖 | 同 九日 | 十日 | 半成功 |
| | 同 十日 | 十七日 | 成功 |
| 同盟罷工 | 同十五日 | 四日 | 不明 |
| 同 | 同廿二日 | 三日 | 不明 |
| [illegible]閉鎖 | 同十七日 | 繼續中 | |
| [illegible]業 | 同十八日 | 三日 | 不明 |
| 同盟罷工 | 同廿六日 | 五日 | 半成功 |
| 同 | 同廿八日 | 二日 | 半成功 |
| 同盟罷工 | 同廿七日 | 三日 | 不明 |
| 工場閉鎖 | 同廿七日 | 繼續中 | |
| 同盟罷工 | 同廿七日 | 三日 | 不明 |
| 同盟怠業 | 同廿八日 | 二日 | 不明 |
| 同盟返地 | 去十二月五日 | 四八日 | 移住 |

百六日

[illegible]工場、日本光學會社、紀州木材勞働[illegible]見るに至らざりしも不安と動揺の危